

上越市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年1月31日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 丸山章

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 総務課、市民課（南北出張所含む）、秘書課、市民安全課、原子力防災対策室、危機管理課
- 3 監査の着眼点 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
工事請負費や備品購入費等の契約事務等は適正か。
補助金等の支出事務等は適正か。
支出事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和6年12月2日～令和7年1月28日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
危機管理課	○災害対策費 戸別受信機修繕(中ノ俣 個人宅)は3万円超であったが、指名伺兼見積調書が作成されておらず、1者指名とする理由や経緯についての決裁手続きを経ていなかった。このことは、前回監査(令和3年12月)でも「注意」としたところであり、1者指名で随意契約とする場合は、必要な起案・決裁を経て行うか、特段の理由がない場合は2者以上で見積合せを行った上で実施するよう改めるとともに、監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、決裁過程においてもチェック機能が十分果たされるよう改められたい。

(2) 注意事項 21件

- ① 収入事務に関する事 4件
- ② 補助金等交付事務に関する事 1件
- ③ 契約事務に関する事 8件
- ④ 検収事務に関する事 4件
- ⑤ 契約・支出事務に関する事 1件
- ⑥ 備品管理に関する事 1件
- ⑦ 文書管理及び検収事務に関する事 1件
- ⑧ 事務執行に関する事 1件

(3) 要望事項 1件

自動車借上料及び備品修繕料の緊急時における発注方法の検討について